昭和56年10月6日公平委員会規則第2号

改正 平成15年3月31日公平委規則第1号 平成20年6月13日公平委規則第2号 平成24年3月22日公平委規則第1号 平成18年4月14日公平委規則第1号 平成23年4月1日公平委規則第1号 平成30年5月10日公平委規則第1号

令和2年6月26日公平委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。) 第 52 条第 4 項の規定に基づき法第 52 条第 3 項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目 的とする。

(管理職員等の範囲)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日公平委員規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月14日筑西市等公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年6月13日筑西市等公平委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日筑西市等公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月22日筑西市等公平委員会規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月10日筑西市等公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和2年6月26日筑西市等公平委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 別表 (第2条関係)

	機関	職
管理者部局	事務局	事務局長、理事、次長、参事、調整監、課長、副参事、課長補佐、係長
	各施設	所長、室長、館長、場長、副所長、副館長、副場長

備考 この表中「管理者部局」とは、筑西広域市町村圏事務組合行政組織規則(昭和 56 年組合

規則第3号)に規定する機関をいう。